

午前10時40分開会

○桜井地域保健福祉委員長 皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。ただいまから企画総務委員会、地域保健福祉委員会、子育て文教委員会連合審査会を開会いたします。

昨日開かれまして継続会におきまして、議案が付託されました。付託された議案のうち、議案第6号、千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号、千代田区文化財保護条例の一部を改正する条例の2議案につきましては地域保健福祉委員会に付託されたところではございますが、企画総務委員会及び子育て文教委員会にも関連がある議案でございますので、当連合審査会により審査を行うためお集まりをいただきました。

なお、本連合審査会でありますけれども、議案の付託先である地域保健福祉委員長であります、私、桜井のほうで進行をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井地域保健福祉委員長 ありがとうございます。

出席者の方でございますけれども、本日の審査に関係のある理事者の方をお呼びいたしております。よろしく願いをいたします。

それでは、日程に入ります。議案第6号、千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号、千代田区文化財保護条例の一部を改正する条例でございますけれども、初めに執行機関より一括して議案の説明をしていただき、その後、質疑と進めていきたいと思っております。質疑につきましても、一括してということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井地域保健福祉委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、理事者からの説明を求めます。お願いします。

○永見文化振興課長 議案第6号、千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地域振興部資料1に基づきましてご説明申し上げます。

最初に、1、改正の理由でございます。改正の理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部が改正され、教育委員会の所管とされていた文化財の保護に関する事務を条例により区長が担当できるようになった（平成31年4月1日施行）ことに伴い、本区において区長が当該事務を管理及び執行することができるよう所要の改正を行います。

次に、2、改正の概要でございます。後ろの新旧対照表も、あわせてごらんください。条例第1条中、「（文化財の保護に関することを除く。）」を削ります。

3番、施行期日でございますが、平成31年4月1日。

4番、参考資料として、先ほどの新旧対照表をおつけしております。

続きまして、議案第16号、千代田区文化財保護条例の一部を改正する条例について、地域振興部資料2に基づきましてご説明申し上げます。

最初に、改正の理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部が改正されたことにより、文化財の保護に関する事務を区長が担当できるようになったこと及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）の一部が

改正されたことに伴い所要の改正をするほか、規定整備を行います。

次に、改正の主な理由でございます。あわせて、新旧対照表のほうもご確認ください。これは、地方教育行政の改正により、条例により地方公共団体の長が担当することができるようになり、条文中、主語が「教育委員会」となっているところを「区長」又は「区」に改正を行います。

（１）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う改正。条文中、「教育委員会」を「区長」又は「区」に改めます。多くの条文がございますが、「区」に改めるところは、該当する部分は第21条と第31条でございます。それ以外は、全て「区長」に変わります。21条と31条のところは、文化財保護審議会と文化財保護調査員の設置の部分で主語が「区」に改められます。

続きまして、（２）文化財保護法の改正に伴う改正。千代田区文化財保護審議会を文化財保護法に基づく地方文化財保護審議会といたします。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、条例により地方公共団体の長が文化財保護を担当することができる場合、この地方文化財保護審議会を必置とすることとなっております。そのため、千代田区文化財保護審議会を文化財保護法に基づく地方文化財保護審議会といたします。

（３）その他規定整備。ア、有形民俗文化財及び無形民俗文化財の定義を改めます。これは、文化財保護法にあわせて改正をいたします。具体的には、第2条で「民俗芸能」とあるところを「民俗芸能」又は「民俗技術」に変更いたします。

続いて、イ、千代田区文化財保護審議会の委員の定数をふやす。こちらは、現在7名以内となっているところを10名以内と、第24条でございますが、変更を考えております。今後、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進により未指定の文化財の確実な継承の推進が求められることから、今後、文化財の分野もふえていく。そのような背景から文化財保護審議会の人数を7名から10名以内とさせていただきたいと思っております。

続いて、3番、施行期日。平成31年4月1日。

上記の2の（３）のア、こちらの有形民俗文化財及び無形民俗文化財の定義の部分ですが、こちらの部分につきましては公布施行となっております。

4、新旧対照表は、ごらんいただいております。

5、あわせて参考資料といたしまして、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要を別紙でおつけしております。

今の概要の別紙のカラーのページをごらんください。今回の法改正の趣旨でございます。

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要です。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る、そのことを目的に今回の改正は行われます。

文化財保護法の改正のポイントでございますが、地域における文化財の総合的な保存・活用のための改正で、市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる。こちらについてメリットは、「計画の認定を受けることによる効果」のところに書かれておりますが、

国の登録文化財とすべき物件を提案できること、未指定の文化財の確実な継承を推進する、また現状変更の許可など、これまで文化庁の権限に属する事務の一部について、計画が認定されれば、市町村でも認定を行うことが可能となります。

続いて、（２）番ですが、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用の見直しということで、こちらも文化財の所有者又は管理者が保存計画を作成し、国の認定を申請できる、とあります。

続いて、（３）番、地方における文化財保護行政に係る制度の見直し。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により「地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする」とあります。

以上が法律の改正の概要でございます。

ご説明は以上でございます。

○桜井地域保健福祉委員長 はい。説明をいただきました。これより委員の皆さんから質疑をお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。（発言する者あり）後ろの人は、大きな声で言ってね。

○大坂委員 ご説明ありがとうございます。千代田区の文化財保護に関する条例を変更するということなんですけれども、これまで基本的には教育委員会の所管事務だったわけですけれども、それが実務的には地域振興部のほうで手続が行われていたと。それが、区長が担当できるようになったということで、名実ともに地域振興部のほうにできるようにするという変更だと思うんですけれども、具体的な事務作業ですとか対外的な手続ですとか、そういったところで変わるところ、変わらないところ、変化がある、ないということについて、もう少し詳しく説明をお願いします。

○永見文化振興課長 これまでも補助執行により区長部局の地域振興部で文化財行政を行ってまいりましたが、区長部局に変わることで、今までは教育委員会で文化財の指定・解除に伴うところは教育委員会が行うこととされておりましたが、それも全て区長部局に変わります。大もとの位置づけが、これまでと変わるわけではございません。教育委員会の事務とされていたところが区長部局の事務に変わるということでございます。

○大坂委員 教育委員会の事務として、教育委員会としては何か事務を取り扱っていたのかどうか、実際のところ、どういう変化があるのかということの確認したいんですけれども。

○小川文化スポーツ担当部長 これまで補助執行という形で私どもの文化財担当が担っていたわけですが、その際に、教育委員会のもともとの事務であったということから、教育長名で例えば申請の受理をしたり、あるいは、それに対しての返しの文書につきましても教育委員会の名前でお返しをしたり、そういったようなことがありましたけれども、今後は、それが名実ともに、区長部局になった場合には区長の名前ということになります。

それ以外の事務手続に関しましては、例えば、東京都の教育委員会であったり、あるいは文化庁であったり、そうしたところのかかわりについては特段変更するところではございません。

○大坂委員 わかりづらいところがすっきりする以外は特に大きく変化はないという認識でよろしいのかなと思うんですけれども、じゃあ、そもそも、この、今回、文化財保護の

条例ということなんですけれども、保護しなければならない区内の文化財というのは、どういったものがあるのかについて、ちょっと詳しく説明をお願いします。

○永見文化振興課長 今ご質問の、保護しなければならない区内の文化財というものはどのようなものがあるかというご質問でございますが、現在、千代田区で指定文化財は、指定件数は77件で、例えば有形文化財であれば神社仏閣の本殿であったり、有形文化財であれば浮世絵の資料であったり、あと、天然記念物であれば旧井伊家の中屋敷のイヌマキとカヤであったりというような、さまざまな分野で指定された文化財があり、これらはきちんと保存・活用していかなければならない物件です。

そのほか、指定はされておりませんが、地域で生まれた資料や、今般、区に寄贈された、まちですと大切にされていた祭礼幕等の資料、そういう文化資源というものも大切に守っていかねばならないと考えております。

○大坂委員 77件、非常に幅広くいろんな種類があるんだろうと思うんですけれども、これについては今後もやはりふえていくものなんでしょうか。

○永見文化振興課長 はい。今回の法改正の中にもあります、未指定の分野も含めた文化財の保存・活用ということもうたわれておまして、今後、地域の文化資源というところを守る意味と活用する意味で考えておりますので、今後はふえていくと思っております。

○大坂委員 ありがとうございます。やはり文化財をしっかりと守って活用していく上では、ふやしていくということも必要なのかなと思っております。

で、そもそものところなんですけれども、なぜ今回、この文化財保護法に関する条例改正を行うのかということなんですけれども、あくまでもこれは区長が担当できるようになったというところで、「できる規定」であって、今回、変える必要があるのか、ないのかということも踏まえて、今回、条例改正を行う背景と趣旨について改めて説明をお願いします。

○永見文化振興課長 今回の法改正の趣旨と同じように、文化財の保存・活用には地域総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要ということで、今現在、区は補助執行で文化財事務を行っておりました。それが今回の法改正により区長部局でできるようになったので、この法改正のタイミングと同じで条例のほうも改正をしていく。

この「できる規定」であるというところは、全国の自治体で補助執行で今まで区長部局のほうで文化財行政を行っているところと、あと教育委員会のほうで現在も行っているところがございますので、今回の法改正では「できる規定」となっております。

○大坂委員 今のいびつなというか、教育委員会が所管しながら地域振興部のほうで事務執行をしている体制になったのが、平成20年の4月からというふうにお伺いしているんですけれども、これはどういう経緯でこういう状況になったんでしょうか。

○永見文化振興課長 平成20年のときも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がございまして、そのときには文化と生涯学習のスポーツにかかわる教育を除く部分のスポーツにかかわる部分が区長部局のほうでできるというふうになりましたので、そのタイミングで……

○桜井地域保健福祉委員長 えっ、そうなの。（発言する者多数あり）

○永見文化振興課長 すみません。

○小川文化スポーツ担当部長 補足を。補足いたします。

○桜井地域保健福祉委員長 はい。

ちょっと、改めて、部長。

○小川文化スポーツ担当部長 平成20年の改正につきましては、今、課長が申し上げた法規の改正のタイミングももちろんございますけれども、その際に、改めまして区長部局、特に地域振興部なんですけれども、そこにはさまざまな地域情報が寄せられると。そうした中には、非常に貴重な文化資源に関するものも多々あったというような現状がございます。そうしたものを、きちんと常日ごろから密接にかかわりをもっている首長の部局が幅広くそれを拾い上げて、それを生かしていくということが機動的にできるのではないかと。いったようなことがございまして、これは首長部局に持つべきだという判断のもと、そういった仕組みを変えたということでございます。

○内田委員 関連。

○桜井地域保健福祉委員長 内田委員。

○内田委員 子育て文教委員のほうからも質問いたしますが——違う立場からですね。そもそも教育委員会は、補助執行などというわかりにくい手法によって、文化財保護事務を区長部局に移管する必要性、それをもう一回教えていただけますか。

○安田子ども総務課長 この区長部局に文化財の保護事務の補助執行をさせていただきました当時につきましては、地教行法の規定によりまして区長部局に対して包括的に文化財の事務の委任というのができませんでしたので、しかしながら、先ほど担当部長のほうからも答弁申し上げましたように、やはりこの文化財に関する事務というのは、地域づくりですとか、あるいはまちづくり等と密接に関連を有しておりまして、こういった事務を執行するに当たっては、やはり区長部局の地域振興部に組織を置くことによりまして、地域の文化資源や、あるいは伝統行事の情報等を収集しながら活用するといったことで文化財の保存・継承につなげやすくなるといったことから、補助執行という手法によりまして移管をしたというものでございます。

○内田委員 きのう、部長の答弁でも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において包括的に委任することができなかったということ、今、またちょっと細かくご説明いただいたんだと思います。

そうした場合、それでは補助執行で事務を移管したことによって、その結果、教育委員会事務局においては、文化財保護事務について何か機能が残っているのですか。

○安田子ども総務課長 補助執行の効果といたしまして、例えば、文化財事務を執行していただくに当たりまして、その決裁の権限、これは事務処理に当たってのいわゆる決裁の区分と申しますか、これは区長部局の組織である地域振興部のほうに移管をしております。したがって、例えば教育長決裁の区分であれば、これが副区長あるいは子ども部長の決裁、これが文化スポーツ担当部長といった形で、そこが塗りかわったといったものでございます。また、組織の機能も、文化財事務室に学芸員等のこういった文化財の専門職、これは地域振興部の職員ということになっておりますので、やはり文化財保護事務の実質的な機能がこちらの地域振興部のほうに移っていたという状況でございます。

しかしながら、この補助執行という、いわゆる法形式の趣旨から申し上げますと、最終的な権限あるいは責任の所在、これは引き続き合議体である教育委員会に残っているというふうに考えられるものだと思います。（発言する者あり）

○桜井地域保健福祉委員長　すごくね、わかりづらいのね。従前、教育委員会と補助執行をしていた地域振興部ですか。で、今、質問者は、そういうことをやってきたということがわかった。で、新たに今度、区長部局のほうに切りかわるわけでしょ。ねえ。その前のところ、前のところの整理を内田委員はきちっとしておきたいということを言っているわけですよ。で、子ども、委員会の中でも、今までどういう議論があったのか僕は知らないけれども、そここのところでの今の教育委員会のもともとの事務のもとに補助執行していたというのはわかったけども、教育委員会自体のさ、自体がどういうことを、この文化財のことについてしていたのかということところが、何だか補助執行という話が出てくると、途端にわかんなくなっちゃうの。ということを内田委員はおっしゃっているんだと思うんだけど、ほかに、内田委員はつけ加えることはありますか。

○内田委員　今、委員長がおっしゃっていただいた……

○桜井地域保健福祉委員長　うん。そうそうそうそう。（発言する者あり）

○内田委員　私は、もうシンプルに、どのような機能が残っているのかだけを、そこだけを聞きたかっただけです。（発言する者あり）

○安田子ども総務課長　端的にご答弁申し上げますと……

○桜井地域保健福祉委員長　それを言ってくれよ。

○安田子ども総務課長　文化財のいわゆる新規指定あるいは解除、この部分が教育委員会には残っていたということが一番ポイントだと思います。

○桜井地域保健福祉委員長　新規指定と解除。いいですか。

○小枝委員　関連。

○桜井地域保健福祉委員長　はい。今のところについてね。今のところに、このやりとりのところについてね。まだ大坂委員のところの質問があるかどうかちょっとわからないから。（「私も1点……」と呼ぶ者あり）えっ。小枝委員、そういうことじゃないの。え、いいの。（発言する者多数あり）今のところね。今のところ。

○内田委員　じゃあ、あと1点だけ。（発言する者あり）

○桜井地域保健福祉委員長　はい。じゃあ、内田委員。

○内田委員　あと1点だけ。

今回、この変更といいますか、千代田区が初めてやると聞いているんですけども、他区の状況、なぜ千代田区が率先して先頭にやるのか、あと他区の状況はどうか。わかっている範囲でちょっと教えてください。

○永見文化振興課長　23区の状況でございますが、千代田区以外、補助執行で文化財行政を区長部局で行っているところは6区ございます。そのうち2区が、今、期日はまだ未定だそうですが、この条例改正を検討しているということを確認しております。

千代田区がなぜ、ほかの自治体より先にこのタイミングでということところは、今までも補助執行を行っていて、担当がわかりづらい部分もありました。それで、法改正により区長部局で行えるようになったということなので、実態にあわせて行っていくということでございます。（「委員長、次の質問、いいですか」と呼ぶ者あり）

○桜井地域保健福祉委員長　いや、次の質問じゃない。

じゃあ、はやお委員。

○はやお委員　昨日も本会議で質問させていただきましたとおり、結局は、今回のところ

は、先ほどの説明の中で地教行法の改正と、そして、あと、結局は文化財の、この二つがある。そこで、今、ちょっと、再質問したときにちょっと不明確だったところを確認したいと思っています。

というのは、先ほどの内田委員のほうの質問と重なるところはあるんですけども、まず、今回の、やっぱり、法の読み込みが、やっぱり我々は素人だからわかりにくかったと思っているんですね。というのは、スライドでも出しましたとおり、現行での職務権限の特例というのは、まず一つがスポーツに関するということの中で、「学校における体育に関するものを除く」。そこは確認をしますけれども教育委員会に残っている。そして、あと文化に関するものが「文化財保護に関するものを除く」と書いてあるから、最初のうちは、ここは教育委員会が元執行として中心的にやらなくちゃいけないと思ったわけですよ。だから、そこを、もう一度ね。

でも、今の説明の中でしっかりしていただきたいのが、補助執行をするということの中で、今、説明を確認なんですけれども、これは文化財の審査会を見ればわかります。文化財を指定するオン・オフ、そこだけしか書いていないんです。そしてまた、一番中間的な、オン・オフではない改修だとかということについては言及されていないんです。だから、そこがどうなっているんですか、どういうふうにやるんですかということも、もう一度、正確に。これ、何かといたら、文化財に対する今回の改正に対する定義のところになりますから、そこをもうちょっと詳しく説明いただきたいと思います。

○小川文化スポーツ担当部長 ただいまお話にございましたように、まずは文化財の指定・解除については、明確に、規定上、教育委員会が行うといったことがございます。そして、規則上、重要または異例に属する事項、この事項についても教育委員会に諮らなければならないとされておりますので、そうした事項については、これまでのルールの中で教育委員会に諮るべきものとして扱われたものでございます。

○はやお委員 ねえ。これ、違うんですよ。法律の読みが難しい。非常に極めて、僕は、申しわけない、ずっと3定、4定でずっと質問してきました。私もわからないんですよ、これだけずっと専門にやってきて。それで、もしかしたら執行のほうも読み下しを間違っている可能性があるんですよ。だから、どういうふうにこれを捉えてきたのか、そこをしっかりとしなければ、今回の議案審査の区長部局に移行する、移譲するということが説明できないんですよ。だから、この辺のところを、きちっと、法規のほうも含めて答弁いただきたいと思います。

○古田総務課長 まず、地教行法の中で制限がかかっているというのは、はやお委員のご指摘のとおりでございます。文化財の事務を除く文化が区長部局に、現状では移管をできるという規定がございます。それに基づいて今の特例条例をつくって、文化財を除く文化については、既に区長部局に完全に移管をしているという状況でございます。

実は、平成14年の当時から、文化については一元的に区長部局でやろうということで、全体を補助執行で、これまでやってきたという経緯がございます。そういった経緯の中で、平成19年に法改正が行われて特例が認められるようになったと。その特例を生かして文化財を除く文化の部分とスポーツの部分に移管したという経緯がございます。

で、補助執行としては、文化財の部分は補助執行でしか区長部局が担えないという規制が19年から今現在までであるという状況でございます。この補助執行で執行するに当たっ

ては、教育委員会の規則として補助執行をするということを規定をしてございます。その中では、先ほどご答弁もありましたけれども、基本的には決裁区分として、教育長が、事務局の長として教育長がやれることについては副区長が決裁をするという見立てで、基本的には区長部局で意思決定もできる。ですので、補助執行という言葉のとおり、執行権限は副区長決裁までのものが区長部局でできるという形になっておりました。権限を、その部分は区長部局に与えられていたという、そういう形になっております。

で、教育委員会が、合議体の教育委員会ですね、合議体の教育委員会が決定しなければいけないことというのは依然として教育委員会に残っているということで、これについては、今ご議論がありましたとおり、文化財の指定・解除にかかわること、それ以外に事案が特に重要または異例に属する事項というところについては、合議体の教育委員会に諮らなければならないという規定がございますので、その部分をどういうふうにこれまで扱ってきたということが論点になろうかと思えます。事案が特に重要、また異例に属する事項というところ、そういう書き方ですので、限定列挙していないわけですので、それをどう解釈するかというのがなかなか悩ましいというところで、これまでわかりにくかったということにつながっていたのかなというふうには思われます。

○桜井地域保健福祉委員長 そうですね。

はやお委員。

○はやお委員 ということは、文化財以外は移譲されているから、これは区長部局に移管されているということ。だから、そこは決裁、わかるんです。でも、文化財についての法の仕立てとして、ここは教育委員会に厳然として残っている。それが、今の答弁だったら、区長部局が、決裁権限が一部のものはありますよといったら、変える必要ないじゃないですか。今の答弁からするとですよ、何にも変える必要ないんですよ。今までの自由度があるんだから。という話になりますから、どうなのかと。だから、そこを明確に言っていただかないと。ここの法律が非常に難しいということ、僕は、この3定、4定、1定で感じているから、ここは明確にこの条例の説明ができなかったら進みませんよ。

○清水政策経営部長 今、総務課長のほうでるる詳細をお話をしたのは、そのとおりなんですけれども、はやお委員のほうでご指摘をいただいているのは非常に大事なところだと思っております。この議案を審査していただくところの根本のところに関係しているんだろうと思っております。ポイントのところだけつまんで、私のほうでもう一回補足をさせていただきますと思います。

現状どういうふうに行っているかといいますと、大変恐れ入りますけれども、地域振興部資料1の2枚目を、新旧対照表でございます、ごらんいただければと存じます。

ここに、千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例、今回お出しをしております議案でございますけれども、この新旧対照表でございます。この右側が旧でございます。現行というふうにごらんいただければと思います。非常に重要なポイントでございます。

スポーツに関することと、（１）。（２）文化に関すること。これは、もう既に本条例で区長部局、地域振興部ですね、が責任を持って執行しているという形でございます。ポイントは、この（２）の括弧書き、下線部でございます。文化に関することなただけでも「文化財の保護に関するものを除く」と書いてあります。この表現が極めてわかりにく



いというのは、先ほどはやお委員のほうでご指摘をいただいたところでございます。文化に関することは、もう既に区長部局地域振興部で、この条例に基づいて責任を持って執行している。しかし、執行しているものの中で文化財の保護に関するものはだめよという言い方です。「除く」というのは「だめよ」ということです。

じゃあ、どうやっているかといいますと、ここが先ほど来話が出ております補助執行という形であって、で、補助執行が何かというと、簡単にいいますと、地域振興部、区長部局地域振興部で事務はとり行いますけれども、対外的には教育委員会の名前でやらざるを得ないというものでございます。そこが、法律改正もあってできるようになった、条例改正をすればスポーツや文化と同じように、責任を持って首長のところでもできるようにしたので、そのようにさせていただきたいというのが今回の議案ということでございます。

ポイントのところだけ、お伝えしました。（発言する者あり）

○桜井地域保健福祉委員長 小枝委員。

○小枝委員 ただいまの答弁に関連しますけれども、全くそこが一番大事で、「文化財の保護に関することを除く」というふうになってきた、それは法の考え方というのがありまして、今回、選べる、各自治体において、よりよい形でこれが執行できるようになるのであれば、それが選べるという法改正なので、これが、よりよいことになっていくというふうな姿がしっかりと見えれば、この話というのは非常によくわかるということになるんだろうというふうに思います。

○桜井地域保健福祉委員長 そうだね。そうだ。

○小枝委員 では、この法律改正を、国のほうも中央教育審議会等、この法改正に当たっては物すごく悩んで、国会、衆議院も悩み、参議院も悩み、さまざまな悩みをどうするかということをもとめ上げているわけですが、そのことに関して、法改正の趣旨と非常にかかわることですので、なぜ選べるようにしたのか。逆に言うと、なぜ、戦後、今までこの教育の分野において、教育と文化というものを一対にして運営していくという方法をとってきたのか。で、これを首長部局に移管することによって何が懸念されているかというところをしっかりと行政は悩み抜いた上で、このものが出されてきていないといけないんですね。その判断をどういうふうにされたのか、お答えください。（発言する者あり）

○桜井地域保健福祉委員長 誰が答えてくれるんですか。（発言する者あり）担当部長。大切なところだよ。

○小川文化スポーツ担当部長 はい。先ほどの、なぜこの条例改正をお願いしたかというところにも相通する話ではあると思うんですけれども、やはり、今おっしゃったようなさまざまな懸念がある中でも、滅失したり逸失してしまうような文化財が地方には多数埋もれていると。それらをこのままの状況で放置したんでは、どんどん、そうした貴重な文化財が失われていく。そうしたことを地域を挙げて食いとめていく、そうした必要があるのではないかとということで今般の法律改正がなされたわけでありまして。

それは、当然、これまで対応していた教育委員会も含む、それ以外のまちづくりや商工観光やさまざまな分野の多くのこの視点を集結させて、地域がかりで総がかりで貴重な文化財を守っていくんだと。このような意図から今般の法律改正があったわけでありまして、我々は、それにあわせて、この条例も地域総がかりで取り組むために首長の部局で行うべ

きだ、こう考えて提案をさせていただいているものでございます。

○桜井地域保健福祉委員長 小枝委員。

○小枝委員 それは、一面ではそうです。間違っていないと思います。地方の人口減少で消滅しそうな都市の中で、財政的にも組織的にもなかなか困難であるというような状況把握がありましたので、むしろ本当に町村において、こういった変化を持たせていくというふうな発想があったのは一つだと思います。

だけれども、実はもっと、もっと悩んでいることがあるんです。中央教育審議会の文化財保護所管に関する議論、それについて、どういうことだったかということについて、お読みにはなっていないですか。まさに今、私たちがこの数カ月議論してきたことそのものが書かれているんですね。

ここで、平成20年にこういう形で補助執行という形をとった。そのときも本当は大いに悩まなくちゃいけなかったと思うんですけども、区長部局が補助執行したことによる状況ということもあるんですね。これも、しっかりこの10年間を総括しなきゃいけませんし、中央教育審議会地方文化財行政に関する特別部会でどう悩んだか。これについては、このところを検証していなかったら、やっぱり、これ、提案できないと思うんですよ。それは、この10年間さまざまな混乱が生じてきていることと原因を一つにしているので、そこはちゃんと整理して答えていただきたい。（発言する者あり）

○桜井地域保健福祉委員長 今のことね。大串委員、はい、どうぞ。

○大串委員 小枝委員と同じかもしれませんが、できるようになったからやるというのではなくて、今までの文化財保護行政ですね、千代田区としてはどうだったのかというのをやっぱりここでは示してもらいたいんです。で、何が足りなくて、どうしたいから今回、首長部局に移すのかという説明がないと、何か法律がこうなったからやるんですよというだけでは全然説得力がないので、この辺は整理して、きちんと答弁してもらいたいと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○小川文化スポーツ担当部長 それでは、今の小枝委員と大串委員の関連する質問に、あわせまして答弁を差し上げたいと思います。

この法律改正の議論の中で、さまざまに出された中の一つに、やはり教育委員会の独立性であったり中立性であったりさまざまなことが言われています。そうしたことをきちんと担保していくために、どうした仕組みが必要なのか。文化財の中には、政治的な中立性が必要なものも、そうでないものもある。さまざまある。だけれども、先ほど申し上げたような、このままの状態を放置してしまうことのやはりデメリットといったあたり、そのあたりと、先ほど私が申し上げたことと関連するんですけども、この、今のタイミングでなぜかということと、ちょっと、その辺もあわせて申し上げるとすれば、先ほど来皆様をご指摘いただいたような非常にわかりにくい——わかりにくいというのは、やり方がわかりにくいということもあれば、責任の所在であったり、あるいは意思形成過程であったり、さまざまなものがわかりにくいというような状態だというふうに皆様もお感じになったのではないかと思います。そうしたことをいち早く解消したいということが、まず一つでございます。

そして、この3月にも、もう既に発表されている国の指針を受けまして、東京都のほうで大綱が発表されるわけでありまして、これらを受けて、これまでの文化財行政がやはりな

し得なかった、地域に埋もれた未活用のを先ほど申し上げたようなきちんと活用していくといったことが大事だと。それを体現するための計画をきちんと立てる。そのためには、協議会を組織して地域総がかりで、先ほど来申し上げているような各面々の方をそろえた上で文化財を保存し、継承していくと。

で、これまでのやはり文化財行政というのが、ともすると保存に重きを置いた、そういった側面は否めないと思うんですけども、やはり埋もれていたのでは、文化財は本来持つ価値を皆さんに広めてこそ本来持っている価値が生かされるのではないかと。地域に埋もれているものはたくさんありますので、それが例えば収蔵庫の中に入ったままであったり、あるいはまちの中で埋もれていたんであっては意味がないということがあるので、それらをきちんと顕在化させて、その上で活用していく、（発言する者多数あり）そうしたことが必要だということが、これまでの文化財行政の反省であったというふうに思うんです。それらを解消するための今般の条例改正であり、法改正だったのかなというふうな理解でございます。

○桜井地域保健福祉委員長 大串さん、いいですか。（発言する者あり）いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 今の答弁では、長期の視点、この10年と、それから、きょう改正されて出されてきている文化保護条例、これ文化保護条例というのは、できたのが昭和59年ですか。それで、教育と文化のまちの宣言も同じぐらいの年。そして、四番町の資料館をつくったのも同じころの年。つまり、この教育と文化という最も大事なものを、この千代田区においてしっかりとつくり込んでいこうという、それは教育長にもあった。教育委員会にもあった。教育委員の中には必ずそういう人がいて、だから、そういう人を課長に持ってきました。で、学校の校長先生も、そういうことに力を尽くしてきた。もう相互に、そうやって緩むことのないように教育委員会の中で根を張らせてきたというのが、もう今、この文化財保護条例ができてから三十数年たっている、恐らく四番町資料館と同じぐらいの年数がたっていると思うんですけども、そういう体制でやってきたのが、地域の人とのつながりがあるという保存すらも困難にしてしまったのがこの10年なんですよ。（発言する者あり）

その状況を、まず、まるで教育委員会に決裁が残っていたから混乱しているというふうに思うほうがおかしいんですね。やっぱり意識のある人たちが、物すごい集中力で緩まないようにしてきた。そして、施設整備もしてきた。だから、私、きのう聞いたわけですけども、収蔵庫はいつの間になくなったんですか。もう文化財の質と管理というのは、物によって違うんですよ。じゃあ、区民からお預かりした文化財はどうなったんですか。

という具体的話に入る前に、その法改正の趣旨。これまで教育と文化が一对にあった中で、これを切り離して区長部局に持っていけば、区長が変わるたびに考えが変わる、課長が変わるたびに引き継がれない、その引き継がれなさを50年、100年、150年というふうに引き継いでいくための体制というのがあったわけですよ。（発言する者多数あり）うん。その体制を、この10年と30年を振り返らないで、何かこう、決裁する人が変われば物がよくなるというような説明で通していいんですかということでは、資料も全く足りないと私は思います。23区、状況、どうなんですか。

○桜井地域保健福祉委員長 小枝委員、ご指摘ごもっともなんですけど、ちょっと質疑に

してくれる。それだと言いつ放しになっちゃうので、今の最後のところ、執行機関のほうからも答弁を求めましょう。答弁をね。その——ちょっと、ちょっと、ちょっと待って。こんなことでいいんですかということ、執行機関のほうから、今までこういう形でやっていますというものがあるのであれば、先に聞きましょう。今までの、この文化財についての、行政としてこういうことをやってきていますと。るる、先ほどもご答弁はいただいていますけども、改めて、この間の中でどのようなことがされているんですかということなんだから、きちっと答えてください。（発言する者あり）答えてください。（発言する者あり）

○永見文化振興課長 地域振興部文化振興課文化財係の職務といたしまして、文化財の見える化ということで、今までも皆様にお見せするような形で展示会を行ったり、講座を、地域を知る講座ということで文化資源についてもご紹介をして、文化財を守っていくという意識醸成をさまざまな機会を捉えて行ってきております。

で、千代田区は江戸以来の文化資源に恵まれた地域であって、この文化財の資源は地域の財産ということでありますので、これを適切に次代につないでいく、保存して伝えていくということと、あと、また今回の文化財保護法の改正の趣旨にあります保存し活用しということと、あと、まちづくりに生かしたり観光に生かしたりというようなことから、さまざまな文化財の事業を通して、文化財保護の意識が醸成を……

○桜井地域保健福祉委員長 うん。そこら辺まではさっきも聞きましたよ。だけど、質問者は、具体的に文化財を保護するという中で、きちっとしたそういうような事業がされてきたんですかと、されてきたんですかということと投げかけて言っているわけで。きのうの本会議の答弁の中でも、一部出てきていましたけどね。

○小枝委員 質問も悪いかもしれないんで。

○桜井地域保健福祉委員長 具体的に、じゃあ言って。

小枝委員。

○小枝委員 本当は、本当にオリンピックを一身に引き受けている方にこの問いをかけるというのも、ちょっとやりにくいというか、本当に申しわけないというふうにも思うんですよ。もう、押しつけられた状態というか、気の毒だと思うんですけども、でも、ここは乗り切らなきゃいけないので、どうしたらいいかということ、やっぱりこの千代田区が、まちの発展をかけてやってきた文化財保護行政の、条例をつくってから三十数年、もしかしたら、その前の流れもあるかもしれない、そこに関しては、ちゃんと、いつ幾日どうしたというのを履歴を出していただきたい。

それから、収蔵庫のことなんですけれども、収蔵庫といっても、みんな、わからないじゃないですか。博物館法がどうだといっても、わからないと思うんですけども、今、三十数年前につくった、いつの間にか廃止されてしまった博物館法上の博物館と今の日比谷にあるほうの資料的なものと、どうなのかという。施設面においても、質の管理、スプリンクラーがどうこうという、そういうふうなところがわかるものをやっぱり出していただいて。

この10年、私から見ると非常にやりにくい、空洞化した状況、人材的にも皆さん苦労していたんじゃないかと思うんですけども、そういう状況をやっぱり一緒に考えて、やっぱり悩み抜いた上でネガティブな面を排除して先に進まない、これはいけないと思う

ので、そこのところは、委員長、もし配慮いただけるのであれば、そういった資料を出していただきたい。

それから、23区の状況というの、当然、私はきょう出てくると思ったんですけども、23区状況というのを、今回……

○桜井地域保健福祉委員長 さっき、ほら、口頭では言ったよ。

○小枝委員 口頭では言いましたけれども、この今定例会で条例改正を出しているところはないんですね。ないんです。

○桜井地域保健福祉委員長 条例、うちだけでしょ。（発言する者あり）うちだけ。（「考えているところはある」と呼ぶ者あり）あと二つは考えている。

○小枝委員 まあ、練馬区ね。ちょっと考えている。で、文化自体を執行委任にかけているところも、まだ、この10年たっても6区、7区。そういうふうな状況がやっぱりわかるものがないと、文化行政はどうあるべきかというのが余りにも詰めが甘くて、これは所管の問題、非常に私はあると思うので、ぜひお願いしたいと思います。

○桜井地域保健福祉委員長 はい。（発言する者あり）今、小枝委員がおっしゃったところというのはとても大切で、やはり区民にも非常にわかりやすい、文化財に対する区の対応というのがきちっとわかるような、そういう対応をやっばししていかなければいけないと思いますよね。

そういう面では、今まで四番町、今度日比谷のほうも含めて、どのような対応をきちっととっているのかということが区民の皆さんにもきちっとわかるような、それでいて、それを区民の皆さんも、それは喜んでいただけるような、同じ、ともに千代田区の歴史を理解できるというような場をきちっとやはりつくっていかなければいけないというのは、これからの子どもたちに対しても我々がやっていかなければいけない大切なことだと思いますよね。

そこら辺のところの整理がね、本会議の中でも答弁はいただいたけども、非常にわかりづらいところがありますよ。ですから、ここのところは、きちっとそこら辺のところの整理はしていただかないと、今後、機能も含めて、していただかなければいけない事項だというふうに思います。

じゃあ、これに関連してね。

○大串委員 関連というか、さっき質問したことに……

○桜井地域保健福祉委員長 ああ、ごめんなさい。大串委員。（「委員長、大坂さんも、まだ……」と呼ぶ者あり）うん、わかった、わかった。（「終わっていないのよ。途中で関連が入って」と呼ぶ者あり）わかった、わかった。じゃあ、大串さんの後、大坂君のところへ戻す。後ろで手を挙げているの、見えないんだよ。（発言する者多数あり）

はい。どうぞ、やってください。

○大串委員 これまでの千代田区の文化財保護行政はどうだったのと、さっき質問をして、小川部長が答弁されましたけれども、ちょっとわかりづらいですよ。それで、私たちは、これまで、まあ、小枝委員は補助執行になってからの10年を問題にしているけれども、私は教育委員会にあるときからのこの文化財保護行政というのは、余りにもできていなかったと思います。これは、小枝委員は四番町の資料館のことを言いますが、私も議員になってあそこへ行ったとき、あそこの、もうあれですよ、収蔵庫というか、ただ置いてあ

るだけ。名前のつけ方も間違っているとされたんですよ。そういう中で、それが今度は補助執行になって、柳さんがいたときですよ、これはこれじゃいけないんだといって、やろうと。（発言する者あり）

だから。それで、それで、保存だよ、収集と保存、保護、これをどうするんだということ、嶋崎委員も私も、これはしつこいぐらいやってきた。言ってきたよ。ね。例として、てけてん小僧を出して、ちゃんとやるんだということは何度、毎年毎年言ってきたけど、これができていなかった。で、そういったことを、僕は、ここをちゃんと述べてもらいたかった。さっき質問して……（発言する者あり）そう。具体的に、ここが欠点でした、ここが足りなかったんですということを書いて、そのもとで、じゃあ、今後どうするんだというのをみんなでも議論をして、やりたかったんですよ。

だから、僕は、今までもパーフェクトではなかったけれども、これからどうするんだということについては、執行機関側もそれを述べてもらいたい。どういうことでこうしたいんだということ、もうちょっと述べてもらいたい。

○桜井地域保健福祉委員長 そのとおりだよ。じゃあ、答弁してください。

○小川文化スポーツ担当部長 ただいまさまざまにご指摘をいただきまして、重く受けとめをさせていただきます。

四番町の時代から振り返りますれば、今お話がございましたように、保管庫の状況であったり、あと、とりわけ展示の状況に関しては非常に課題があったというふうに私も思っております。そのあたりを日比谷に移す段階になって、さまざまな、図書館だけ、文化財のことだけでなく、いろいろな機能を盛り込もうというような総合的文化施設にする中で、ああいった形での日比谷図書文化館としてのオープンをしたわけで。

改められるところは、もちろん改めたというふうには思うんです。例えば、展示面でいえば、相当スペース的なものであったり見せ方であったり、来客者の多さを見てかなり改善したという部分があるのですが、一方で、先ほどご指摘があったような保存の状態、保管の状態については、やはり建物の構造上の問題もあって、なかなか、本会議で答弁させていただきましたけれども、さまざまな工夫をしても必ずしも十分でないような部分というのはあるかと思っております。

ですから、そういったあたりはきちんと受けとめさせていただき、その他の課題についても多々あるかと思えます。ですので、一旦、そのあたりは私のほうで見直しをさせていただき、きちんと改めるべきものは改めさせていただく中でそれぞれの問題を解決していきたいと、このように思っております。

○桜井地域保健福祉委員長 はい。

大坂委員。

○大坂委員 基本的には、今までの流れの中で大串さんの意見にも沿ったところであるんですけども、最後に1個だけ、ちょっとつけ加えさせていただきたいんですけども、文化財というのは、やっぱり保存すればいいというようなものじゃないと思っています。やはり活用されてこそ価値があると、活用されなければ何の意味もないというふうに思っています。その中で、この10年、20年、さまざまな経緯があったところを踏まえて、しっかりと専門的な人材を育てていく、また全庁的にしっかりと連携を強化していく、そういったところは方向性をしっかりと見出していかないと、やはりこの条例という

のは通らないのかなというふうに思っています。

また、さまざまな外部機関との手続もしっかりとしていかなきゃいけないわけですし、例えば東京都の教育委員会ですとか文化庁ですとか、そういったところとのやりとりも正確にやっていかなければ、さまざまな方々から理解を得ることもできないというふうに思っていますので、その辺、将来に向けてしっかりと強化していく、こういう体制をとっていくというところは示していただかないといけないのかなと思っています。

○桜井地域保健福祉委員長 うーん。

どうですか。今のことについて答弁してください。担当部長。

○小川文化スポーツ担当部長 ただいまのご指摘もごもっともでございます、例えば、活用されなければ当然、文化財というものは意味がない、そのための、お口添えもいただきましたけれども、全庁体制でどう取り組んでいくのかといったあたり、非常に課題だと思っております。

先ほど来申し上げていることでもございますが、今般の法改正、条例改正のやはり目玉となってくるのは、そうした全体的での取り組みということでございます。ただ、それは言うのはやすしで、なかなか行うことについては、それはなかなか課題もあろうかというふうに思っておりますし、ご指摘いただきました人材の育成については、やはり喫緊の課題だというふうに認識をしております。

本会議でもご答弁申し上げましたけれども、（発言する者あり）きちんとした教育をする中、人材育成をする中で、職員体制についても、そのあたりはきちんとした体制、また今後、さらに文化財行政のいろいろやっていかなければならないことはどんどんふえてくるわけありますので、それらに対応すべく体制につきましてもきちんと検討して対応していきたいと、このように考えております。

○桜井地域保健福祉委員長 木村委員。

○木村委員 条例審査するための前提の資料が示されていなくて、（「されていない」と呼ぶ者あり）ちょっと議論が非常にしにくいんですけども、（「出してもらったほうが」と呼ぶ者あり）ちょっと何点か伺いたいと思うんですよ。

この問題、文化財保護の文化財分科会ですっと国のほうで議論されてきて、要するに、こういう方向性を出しているんですよ。基本的に、文化財保護に関する事務は教育委員会が所管することを基本とするべきと。それでもどうしても首長さんに移管をしたいんだったら、幾つかの条件をつけているんですね。それが専門性、技術的判断の確保、政治的中立性、継続性・安定性の確保、それから特に千代田区で重要なのは開発行為との均衡。こういう一つ一つの条件をクリアして初めて文化財保護審議会を設けて、それで、これ必置にして条例で移管できるという、こういう条件をつけているわけですね。

ところが、どうやって政治的中立を担保するのか、専門性・技術性を確保するのか、それから継続性・安定性を確保するのか。文化財というのは、数百年、数千年という規模で、そういう性格でしょ。ところが、首長さんは4年でかわるわけよ。先ほど小枝委員が言われたけれども、で、開発行為。これは、文化財の審議会の中でも、開発の需要が旺盛な地域では、文化財保護に当たって開発行為との均衡を図ることが非常に難しいんじゃないかと。要するに、こういう専門家からの指摘もされている。

そういうもつとで、あえて区長部局に移そうというんだったら、こういう仕組みがあるの

で開発行為との均衡はきちんと図れますと。こういうのがないと、そういった資料がないと判断できないんですよ。これは、法改正をするに当たって、いわゆるこういう条件だったら首長部局への移管も可能ですよという、その条件を示していただかなければ、心配ないですよという条件を示していただかなければ、これは審議できないんで、今言われた政治的中立性や継続性・安定性や専門的・技術的判断の確保をどうするのかと、この辺、ちょっとお示しいただきたいと思います。

○桜井地域保健福祉委員長 はい。じゃあ、今、何点か木村委員のほうから指摘がございました。その一つ一つについてお答えください。

○小川文化スポーツ担当部長 ただいまご指摘いただきましたのは、文化審議会文化財分科会企画調査会においても議論されたというふうに認識をしております。確かに、専門性・技術性の確保、政治的中立性、継続性等々の課題、さらには学校教育、社会教育との連携といったことも、実はその中で議論をされてございます。

このために、我々は新たに国に、文化庁にですけれども申請を出して、きちんと、そのあたりの仕組みですよ、きちんと文化財が保護、継承されていく確かな計画が国に認めてもらわなければいけないわけです。それを認められれば、新たに協議会を組織して、先ほど来申し上げているような、多様な視点を交えた人たちが構成をしたものの中で検討していくということでございます。

したがって、こういった形で協議を進めていくのか、こういった方をメンバーにするのかということが非常に課題だと思っております。今申し上げた諸点、いろいろ課題があることをきちんと、そのあたりバランスがとれるような、できるだけ多彩な各方面からの、一方的ではない、方面からの人材を集める中で協議会を組織し、その中できちんと文化庁に認めていただけるような計画をつくっていききたい。その中で、今申し上げたような問題は担保をしていききたい、このように思っております。（発言する者多数あり）

○桜井地域保健福祉委員長 もう少し具体的な話というのは、できないんですか。（「できないんだったら資料を出すしかないよ。全然わかんないもん」と呼ぶ者あり）

はやお委員。

○はやお委員 結局はね、議案審査するわけですよ。それで、今のところは、本当は資料提供して、こういうふうな体制でやっていきますよとやらなくちゃいけない。そして、これ二つ、きちんと分けなくちゃいけないのが、この地教行法の法律仕立てがある。そして、あと、文化財保護法がある。確かに文化財保護法のことはずごく厳しいですよ。なかなか突破できないぐらい厳しい法律になっているんですよ。じゃあ、それを突破できるだけの人、物、金が用意されているかという話が出てくるわけ。

それで、あと、もう一つ、客観的なところの問題としては、他区の状況がどうなのかということちゃんと資料提示してもらいたいんですよ。私のほうの調べによると、補助執行をしながらも一番積極的なのは練馬ですよ。それですら、「都道府県の大綱を待つて」と書いてあるんです。当たり前です。そこを出してからじゃないと、先へ進めないんですよ。それにもかかわらず、何でここまで急ぐのか。何でそこまで整理されていない。

きのうの本会議ですって言ったことは、文化財を除く文化のことだって、ろくすっぽできていないじゃないですか。文化財のことだって、めちゃくちゃじゃないですか。そのことを言ったつもりですよ。その状況の中で、じゃあ、どうするのか。ほかの人たちも、



慎重にも慎重に、丁寧にやってくるにもかかわらず、足元も具体的にできていない状況の中で、何でこんな条例が出てくるんだということを僕はきのう質問したつもりです。

で、きょうの中で、るる、みんな、状況の中で、議案審査にならないんですよ、今の状況じゃ。資料提示と、あれじゃ。だから、まずは他区の状況についての資料提示を要求いたします。

○桜井地域保健福祉委員長 はい。

ほかにありますか、今のところについての。

○小枝委員 先ほど言ったことは、簡単に繰り返しますけれども、保存・活用、皆さん活用が大事だと言うけれども、保存自体ができていない。つまり、区民は千代田区なら保存してくれるだろうと思って預ける。その住民から預かった資料が、これから100年、朽ち果てないようにできる状況に今のところはなっているのか、なっていないのかというのを今聞くとしたら、営繕課。は、いるんですか。（発言する者あり）

○寺沢地域保健福祉副委員長 同じようなものを、どれをとって、どれは要らないとするか、その、まず基準がきちりあるかどうかということも……

○小枝委員 基準はありますね。

○寺沢地域保健福祉副委員長 あっても、同じものがいっぱいあったんです。（「資料を後にするのか……」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 すみません。私が言いたいのは、そこの、先ほども言いましたけれども、委員長が言ってくださらなかったの。もともとの四番町の収蔵庫と現在の資料室の機能的な違い、つまり、そこの機能を変えて同じものになるのか、ならないのかということも、そこは出していただきたい。それが1点。

それと、答弁の中で文化振興課長のほうから指定文化財が77件みたいなおっしゃり方があったんだけど、そんなはずはないんですね。（「そんなはずはない」と呼ぶ者あり）そんなはずはないんです。その状況についても、毎年のように区民から持ち込まれているものもあるでしょうから、それが、それこそどうなっているのかもあるので、そこはやっぱり正確な数字を。お預かりしたものがどうなっているのか、もともと江戸から持っているものがどうなっているのかというものについては、そんな、「77件でございます」、「ああ、そうですか」というわけにはいかない。

つまり、保存がされなくて、活用はできないわけですよ。で、保存する体制になっているのか、これまでどうだったのかということを検証しないで、活用、活用と言ったって、その前の話ができていないと思うので、ぜひ、そこは整理したものを出していただきたい。

○桜井地域保健福祉委員長 はい。きょうは連合審査ということで、皆さんから貴重なご意見をいただきました。また、こういう資料がないと判断できないんじゃないかといったようなご提案も皆さんからいただいております。で、議案の審査については地域保健福祉委員会のところでやりますけれども、ただ、それをいつやるかということも含めて、今後の中で考えていきたいと思えます。

いずれにしても、きょうの段階でこの議案を審査する上において足りないところが資料として幾つかございますので、そのところを執行機関のほうで早急にそろえてもらいたい。早急に。で、その上で判断をしたいと思えます。委員の皆さんには、るる皆さんからご意見をいただいておりますので、そのことを執行機関のほうで整理して、答弁できるように

ものになるのかどうかで判断をしなければいけないというふうに思っております。精力的にやってもらいたい。

よろしいですか、そういう整理で。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井地域保健福祉委員長 はい。（発言する者あり）

林委員。

○林委員 資料を。大串委員が言われたように、私も平成20年まで教育委員会事務局が取り扱ってきた成果と課題ですよね、問題点。これが、制度の問題なのか人なのか施設なのか、これをはっきりしていただきたいんですよね。で、平成20年に地域振興部に文化財が移管されたと、職務が。ここから、同じです、人、物、箱、資料館等、どうなっていたのか。

ここで、何度も何度も言っているのが、文化財がなくなったりどうのこうのというのが答弁でありましたけれども、ステージで、平成20年までで、教育委員会事務局がやっていて文化財を損ねたり、なくしたり、壊しちゃったり捨てちゃったりした実例。そして、地域振興部が執行してから、文化財、補助執行になってから、なくしたり何とかした実例ですよね、具体的な。で、これがあるから一元的な管理をしなくちゃいけないんだというのが一つ。

もう一つが、平成20年から地域の文化財の情報収集ができるように地域振興部に移しましたと言っているんですから、平成20年以前に教育委員会事務局が取り扱ってきた地域の文化財の情報収集の実例。そして、補助執行してから、一体化すれば効果が絶大ですと、答弁できよう言ったんですから、その20年から30年まで、どれだけの効果があったのかというのを表で示していただきたいんですよね。

で、それを踏まえて文化財の補助執行をやめて今回の議案提出に至りましたという形になってもらわないと、とてもじゃないですけども、判断材料がなくて。答弁だけ聞いても具体例が一つもないんで。総論としては、そうなんでしょう。日本全国でもそういう実例はあるのかもしれないですけども、千代田区にかかわることでちょっと一覧表にして示していただきたい。

○桜井地域保健福祉委員長 はい。（「加えて、委員長」と呼ぶ者あり）ちょっと、ちょっと待って。いいですか、今の件については。いいですか。えっ。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井地域保健福祉委員長 はい。

ほかにありますか。

○はやお委員 資料要求といたしまして、職員定数条例の変更で1,080が1,320になると。それで、複数年的、5年を視野に入れてということでしたから、当然のごとく職員の数の増員とか、学芸員の数はそのに入らないのかもしれないけれども、どのような人体制で予算を考えているのか。当然、ここは、逆に言ったら職員定数条例にもかかわることの話になりますから、そのところを明確に資料として提示いただきたい。（発言する者あり）

○桜井地域保健福祉委員長 はい。

林委員。

○林委員 すみません。もう一点が、平成23年度、24年度で文化財年報ですとか、第3号で26年の文化財年報、これ、教育委員会がやっていた。過去、きのう本会議で、捨てちゃった、消去したという文化財の目録かなんかがあったのかもしれない。これまで過去、こういう文化財の資料、目録、これを何年度に予算計上して何年度に発行して、それで、今、文化財の数もありましたけど、何点ぐらいあるのかというのを、それぞれ平成20年前後、平成13年からでもいいんですけども、石川区政が誕生してからでもいいんで、ちょっと文化財の進捗状況。教育委員会でやっていたのは、この発行物、成果物がありますよって。

これ、破棄していたといったら、全然、話にならないですからね。文化財というのは積み上げなんだから、5カ年の文書保管をどうのこうのというレベル以前の問題ですから、その一覧表をちょっと出していただきたい。

○桜井地域保健福祉委員長 大丈夫ですか。いいですか。委員の皆さん、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井地域保健福祉委員長 はい。きょうの3連合の審査をしている中で、やはり長い歴史の中で非常にわかりづらいところがあったと思います。やはり、そういう流れの中で、今回、執行機関として首長ができるということでの条例を上げてきたわけですけども、それを説明するに足りる資料がやはり足りなかったと。ご答弁はいただきましたけれども、先ほど大串委員も話がありましたけれども、なるほど、こういうことで上げてきたんだねということがわかるような資料の提出をお願いしたいと思います。

ということで、きょうは連合審査につきましてはこれで終了したいと思いますけれども、よろしいでしょうか

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井地域保健福祉委員長 はい。それでは、これで終了いたします。（発言する者多数あり）

はい。ちょっと休憩します。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○桜井地域保健福祉委員長 委員会を再開いたします。

皆さんから貴重なご意見をいただきましたので、執行機関においては早急に、真摯に、資料、我々が納得できるような資料の提供を求めたいと思います。ということです。

議案審査につきましては、いつの時点でやるかについては、地域保健福祉委員長として判断をさせていただきます。

それと――あ、それだけだな。（発言する者あり）はい。それだけだね。お疲れさまでございましたというところの文書がなくなっちゃったな。（発言する者あり）はい。

お疲れさまでございました。以上で3連合の審査会を終了とさせていただきます。以上でございます。お疲れさまでした。

午前11時59分閉会